随意契約内容及び選定理由書

委託件名	令和５年度 新型コロナウイルスワクチン接種に伴う接種券一体型予診票等印字・封入・封かん等業務委託
履行場所	市長の指示する場所
委託の内容	国による新型コロナウイルスワクチンの接種が令和2年度末から開始され、引き続き、令和5年度も実施予定であり、令和5年5月以降にオミクロン株対応ワクチンの2回目の接種が開始されることから、接種対象者に対し、接種機関等が松山市の接種対象者であることを確認できる情報を印字した「接種券」を発行し、接種の案内と共に対象者に送付する。
履行期間	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 6 月 30 日
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	22,421,300 円　※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所 松山市湊町７丁目７－１ 名称 セキ株式会社　代表取締役社長　関　宏孝
選定理由	令和5年2月22日付けの国の事務連絡により、令和５年度の１年間は現行の特例臨時接種の実施期間を延長し、引き続き、接種を継続するとともに、新たに65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者等、医療機関や高齢者施設等の従事者に令和5年春夏(5月から8月)の追加接種を行うことが国の分科会へ専門委員から提案があった。 そのため、令和5年度も、乳幼児や小児等への発送業務を行う必要があり、シール式の接種券や令和5年4月1日から現在使用している印刷プログラムによって接種券の発送作業をしなければならない。 また、新たに、令和5年の春夏(5月から8月)の追加接種ができるように接種券を送付する必要があるが、5月接種開始となると、遅くとも、令和5年4月1日から業務を開始する必要がある。特に、印刷・封入・封かんの作業時間に加えて、全国の自治体が本市同様に印刷を開始するため、封筒等の資材を確実に確保するためには、一刻も早く業務を開始しなければならない。また、通常、新たに接種券の印刷プログラムを開発する場合には、打合せから完成までに1カ月以上かかるため、早期に着手しなければならないが、4回目の接種券等を発送する際に、国の方から4回目以降にも活用できるような仕様が示されており、本市でも同様に4回目のワクチン接種に使用した印刷プログラムや様式が軽微な修正で使用できるようになっている。 そうしたことから、シール式の接種券や現在使用している印刷プログラムを使用すれば、短時間での履行が可能となっているが、本市では、現在使用している接種券一体型予診票が、国の示す様式に加え、本市独自の内容が一部印字されているとともに、その印字される内容にあわせて、封筒の窓の位置などを調整しているため、他市で作成されているプログラムをそのまま準用することは難しい。 以上のことから、直ちに業務を開始するため、初回接種、4回目接種及びオミクロン株対応ワクチン接種(5回目接種)の委託業者であるセキ株式会社と随意契約を締結する。
契約担当課	保健予防課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の２第1項　第 2 号

（注意）１. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２. 契約金額が、２，０００万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

３. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。